

平成24年6月5日  
東京消防庁  
東京都水道局

## 東京消防庁と東京都水道局が「排水栓」の取扱い等に係る覚書を締結

東京都に多く存在している木造住宅密集地域では、震災時において、消防隊による消火活動に加え、地域住民による初期消火体制の強化が求められています。

そこで、水道の維持管理上必要な施設として私道等に設置されており、消火栓と同様の構造を持つ排水栓を消火活動に活用するため、東京消防庁と東京都水道局との間で、排水栓の取扱い等に関する覚書を下記のとおり締結いたします。

このことにより、木造住宅密集地域に多く存在する、消防車両が接近できない狭隘道路などにおいて、地域住民が初期消火に活用できる消火用水源がこれまで以上に確保されることとなります。

### 記

(1) 日時

平成24年6月7日（木）11時30分から

(2) 場所

東京都庁第二本庁舎14階 14A会議室

(3) 締結者

ア 東京消防庁消防総監 北村 吉男（きたむら よしお）

イ 東京都水道局長 増子 敦（ますこ あつし）

### <取材について>

- (1) 取材受付は、締結式開始30分前から会議室前で行います。
- (2) 写真・動画等の撮影は、係員の指示に従ってください。
- (3) スペースの関係で、議事進行に支障が出る場合は、取材を制限させていただきます。
- (4) 取材を希望される方は、6月6日（水）17時までに下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (5) 都庁記者クラブにも同時に発表しております。

### 問い合わせ先：

東京消防庁広報課報道係

03-3212-2111（内線）2345～2350

東京都水道局給水部管理課 鈴木、伊藤

03-5320-6461（ダイヤルイン）

## 1 覚書締結の目的

迅速な初期消火活動等の充実を図るため、特別区内の排水栓を消火用水源として活用することを目的とし、覚書を締結いたします。

## 2 覚書の概要

### (1) 排水栓の使用

- ア 消防機関 消防活動及び訓練演習に使用することができます。
- イ 防災市民組織等 消防機関の指揮のもと、訓練演習及び消火に使用することができます。

### (2) 費用負担

- ア 東京消防庁 消防機関や防災市民組織等が排水栓を使用したことによる水道代、故障させた場合に係る補償費を負担します。
- イ 東京都水道局 設置費、維持管理費を負担します。

## 3 今後の予定

東京消防庁は、地域防災力の向上を図るため、排水栓を活用した訓練を積極的に実施し、初期消火体制の強化を図っていきます。  
東京都水道局は、初期消火に利用可能な排水栓の設置を進めていきます。

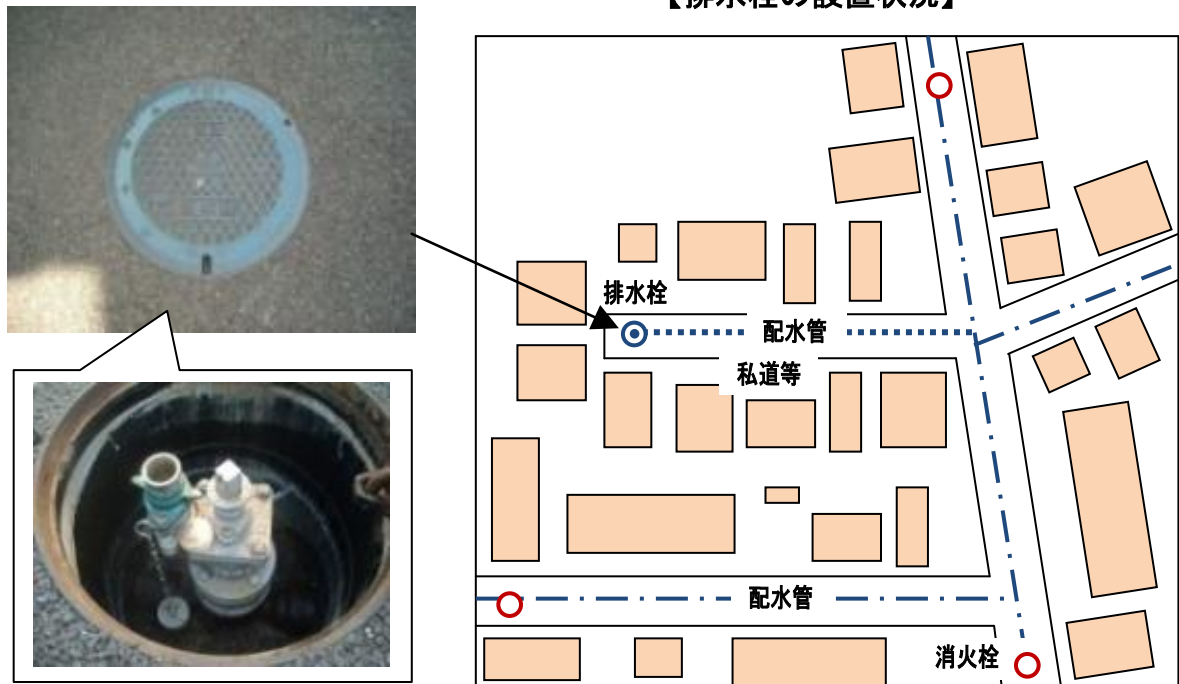
## (参考) 排水栓の概要

排水栓は、水道局が、水質保全等を目的として行う排水作業のために配水管に設置している水栓です。(別添参照。)

**別添**

**1 概要**

排水栓は、公設消火栓と同様の構造を有しており、一般的に、私道等狭隘道路に布設された配水管の末端部に多く設置されています。



**2 特別区内の設置箇所数**

区名	箇所数	区名	箇所数
千代田区	0	新宿区	4
中央区	1	中野区	6
港区	3	杉並区	13
文京区	18	品川区	23
台東区	5	大田区	24
豊島区	48	目黒区	29
墨田区	15	世田谷区	93
江東区	9	渋谷区	18
江戸川区	11	北区	5
荒川区	5	板橋区	10
足立区	22	練馬区	31
葛飾区	13	合計	406